

第 7 5 回

愛知県消費生活審議会会議録

平成 2 5 年 7 月 2 9 日
於 愛知県議会議事堂ラウンジ

愛知県県民生活部県民生活課

目 次

会議録（要旨）	1
次 第	1 3
配付資料一覧	1 4

1 開 会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから平成25年度 第1回愛知県消費生活審議会を開催いたします。

本県では「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施中につき、軽装で失礼させていただきます。議長へ引き継ぐまでの司会を務めさせていただきます、県民生活課長の柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、多和田会長から御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

○議長（多和田会長）

会長を務めさせていただいております多和田でございます。一言御挨拶をさせていただきます。本日は、平成25年度 第1回愛知県消費生活審議会を開催いたしましたところ、御多忙の中、委員の皆様方には御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

さて、皆様御承知のとおり、本審議会ではこれまで愛知県の消費者行政に対しまして、様々な提言を行ってまいりました。昨年11月に開催いたしました消費生活審議会におきましては、県の行革大綱にかかわる重点改革プログラムにより、県の消費生活相談体制の見直しが重点項目となっていることから、見直しの検討の前提となる「県と市町村の役割分担に関する考え方」について委員の皆様方から御意見をいただいたところでございます。本日の審議会では、「愛知県消費者行政推進計画」の進捗状況について確認、評価を行うほか、県の消費生活相談体制のあり方が議題となっており、県の消費生活相談体制の今後の方向性について皆様の御意見を伺うことを予定いたしております。県民の安心できる消費生活を確保していくためには、県と市町村がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、地域社会における消費者問題解決力の向上に向けた体制作りを、着実に推進していく必要があると考えております。

どうか、委員の皆様方には、積極的な御発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。私の開会の御挨拶とさせていただきます。

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。

続きまして、寺澤県民生活部長から御挨拶を申し上げます。

○県民生活部長

御紹介をいただきました、この4月から県民生活部長を仰せつかっております寺澤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。大半の委員の方々にはここで初めてということで、大変な御無礼をいたしておりますが、よろしく御審議を賜りたいと思います。私が今更ここで皆様方に、昨今の消費者問題について、改めて触れるようなことはいたしません、本当に最近の消費者問題は、いろいろな新しい世の中の動きに呼応して、新たな側面を持った消費者問題が次から次へと起こってきているため、一刻も手を緩めるわけにはいきませんので、行政側としてもしっかりと対応していかなければならないと思っております。

今、会長さんからもお話のありました県の消費生活相談体制の見直しでございますが、これはひとえに市町村と合わせまして、いかに強力な消費生活相談体制を県と市町村とで作り上げていくのかについての視点から考えていくことが、最も大事なことだと思っております。基本的には身近な窓口である市町村、そして私どもで専門的、広域的な見地からという一定の役割分担があるわけでございますが、そのあたりをいかに具体的な組織としてきちんと構築していくのが、任せられた使命であると考えております。御承知のとおり、なんとか昨年度24年度のうちに、市町村の消費生活相談窓口をすべての市町村に設けていただきましたが、まだまだ体制としては不十分であると考えております。これからも県としては、市町村にも御理解をいただきながら、しっかりと相談体制の充実を進めていかなければならないと思っております。

そして今日は、一定の検討をしてまいりました体制の見直しの方向について、まだまだ詳細は、具体的に申し上げるところまでには至っておりませんが、方向性をお示しして、御議論をいただければと思います。皆様にはそれぞれ御専門の立場から、貴重な意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（県民生活課長）

ありがとうございました。

審議会の定足数につきましては、本日は、19名の委員の内17名の御出席をいただき、過半数の方の御出席をいただいておりますので、会議の定足数を充たしておりますことを御報告させていただきます。

なお、前回より委員の交代がありましたので、ここで御紹介をさせていただきます。大西康代委員に代わり、公益社団法人 全国消費生活相談員協会中部支部支部長の清水かほる委員でございます。

○清水委員

清水でございます。名古屋市消費生活センターに勤めさせていただいております。よろしくお願いいいたします。

○事務局（県民生活課長）

中西進委員に代わり、日本チェーンストア協会中部支部支部長の鈴木芳知委員です。

○鈴木委員

鈴木でございます。日本チェーンストア協会中部支部支部長を務めさせていただいております。よろしくお願いいいたします。

○事務局（県民生活課長）

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様にお送りしました資料1～5につきまして、本日御持参されなかった方がみえますでしょうか。

3 議 事

○事務局（県民生活課長）

全員お持ちいただいているということで、それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、多和田会長にお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

○議長（多和田会長）

それでは、私が今後の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

なお、運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、外山委員と近藤委員にお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいいたします。

(1) 消費者苦情処理委員会委員の指名について

まず、議題（1）消費者苦情処理委員会委員の指名でございます。

愛知県消費生活審議会規則第6条によりますと、消費者苦情処理委員会の委員長及び所属委員につきましては、会長が指名することとなっております。昨年、この審議会において、柘植委員長を始め、粕田委員、大西委員、小島委員、近藤委員を指

名させていただきましたが、先ほど御紹介のあったとおり、大西委員に代わり清水委員が新たに審議会の委員となられたとのことですので、清水委員には消費者苦情処理委員会の委員もお願いしたいと思います。

清水委員、どうぞよろしく申し上げます。

事務局は、消費者苦情処理委員会の所属委員の新しい名簿を配付してください。

(事務局職員 委員名簿配付)

お手元のほうに配付されたかと思います。それでは議題1につきましては、このような形で委員会を構成するとのことでお認めをお願いいたします。

(2) 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況について

つづいて議題(2)愛知県消費者行政推進計画の進捗状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局(伊藤主幹)

愛知県県民生活課の伊藤でございます。私から議事の2、愛知県消費者行政推進計画の進捗状況につきまして、お手元の資料2から4により、御説明いたします。

(資料2、3、4に基づき改定後の計画の概要、各施策の内容、進捗状況等を説明)

○議長(多和田会長)

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等がございますか。

○柘植委員

消費生活相談に関して、全市町村での実施、窓口が開設されたということですが、そのなかで市町村での開設の回数が少ないというところは、どのような実情、例えば週何回とかどのような感じになっているのか、またどれくらいあるのか、また、資料4の1ページの一番下に、県内2地区で新たな連携協定が締結され、25年度から連携が行われることになったと記載されていますが、具体的にはどのような連携体制を行っているのかということをお補足で説明していただけたらと思います。お願いします。

○事務局(伊藤主幹)

それでは、最初の方の質問に関して、市町村における相談窓口の開設状況でございますが、お手元の資料5の4ページを御覧ください。こちらに、市町村別消費生活相談体制の状況がございます。横に相談日数が左から、週5日以上、週4日、3日、2日、週1日以上、月2~3日、月1日という資料になっておりまして、縦には人口別

に分けてあり、その集計は一番下にございます。先ほど言われました、相談日数の少ないところを御説明させていただくと、月に1日の相談窓口を開設しているのが、54市町村のうち10ございます。また月に2日～3日は7、週1日は15でございますので、週1日以下ということになりますと、15と7と10を合計した32市町になります。54市町村のうち32がそういった状況になるということでございます。それから連携につきましては、酒井主幹から説明いたします。

○事務局（酒井主幹）

消費生活の主幹の酒井と申します。

平成25年の4月から2つのところで広域連携を行っております。長久手市、日進市、みよし市、豊明市、東郷町、これがまず1つ目です。それから同じく25年4月から、清須市、北名古屋市、豊山町で広域連携をしており、そちらの住民であれば、その中のどちらの窓口に行っても、相談が受けられるようにということにしておりまして、その2つの地域についてこの4月から連携が図られております。平成23年5月から始めているところは、津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、そして24年5月から大治町が加わりまして、そちらについても、その地域の住民であれば、それぞれ開いている窓口のところに行っていただければ、相談できるという形にしております。このように、たくさんの日数ができない市町村については、広域連携という形で、相談をしていただくという形をとっております。

○議長（多和田会長）

よろしいでしょうか。では次に清水委員どうぞ。

○清水委員

相談員協会の清水です。ただいまの関連で要望です。私どもは相談員が会員である協会でございます。今の月1回とか週1回という形では、現状の消費生活相談には対応できないと考えています。全市町村に窓口ができたということは本当にありがたいことですが、今後、より一層強化ということでは、せめて週2回以上となるよう、県から働きかけを強化していただけたらというお願いです。実際月1回という風になりますと、今だと名古屋市にも他都市からの相談が入りますが、私どもでは相談が受けられないので、中央や海部に振っております。もちろん県が受けていただくのは当然ですが、やはり地域の市町村で消費生活相談をきちんと受けていただくことは、これから強化していただきたいと思っております。

その関係で広域連携についても要望ですが、ごみ処理のようなものは広域連携が非

常によろしいかと思うのですが、私ども消費生活相談の現場にいる相談員からみますと、やはりこれは地方自治ですので、各市町村の財政力だとか人員だとかという問題がございますが、それぞれの市町村でやっていただくものだと思っております。自分の地元では相談したくないという消費者も多いため、そういう意味で連携もいいかもしれませんが、現在、県がしっかりと相談を受けていますので、やはり各市町村で相談窓口を週2日以上持つていただくということを、厳しい財政力の中で非常に難しい要望かもしれませんが、ぜひよろしくお願いいたします。

○事務局（柴田県民生活課長）

市町村の窓口の充実強化につきましては、私ども市町村と密接な連携を取りながら、県全体の相談体制を作っております。毎年市町村と会合等を持ちまして、その際にはそれぞれの相談窓口の充実強化をしていただくように、常にお願いをしているところでございます。ただ、市町村の方もそれぞれ事情がございますので、一律に増やすということとはできない場合もございますので、その施策としてやはり、周辺の自治体と連携を取っていただき、全体の中で日数を増やしていただく、あるいは職員の方が簡易な相談に乗っていただく、そういうこともお願いしながら、やはり地域の相談は地域の相談窓口が一番よく御存知ですので、できるだけ市町村の窓口で地域に密接した相談は受け付けていただくようにということで、お願いしているところでございます。

○議長（多和田会長）

ありがとうございました。消費生活相談体制の強化というこの議題に関しては、この後でもう一度さらに説明をしていただいて、審議することになると思いますので、この問題以外のところで、議題2に関して御質問等はありませんでしょうか。

それでは、この議題は御承認いただいたものとして、基本的には広報に要約版を掲載するというので、お認めをよろしくお願いいたします。また、御報告いただいた議題2については、ほとんどの事業の進捗状況はよく達成されているとして、審議会としてお認めいただきたいと思います。

(3) 本県における消費生活相談体制のあり方について

それでは次の議題、本県における消費生活相談体制のあり方につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局（伊藤主幹、酒井主幹）

続きまして、議題（3）について御説明いたしたいと思っております。

(資料5及び参考資料1に基づき消費生活相談体制の今後の方向性について説明)

○議長(多和田会長)

御説明ありがとうございました。それでは時間は少し限られてはおりますけれども、この議題等について御質問等はございますか。

○清水委員

研修のところですが、相談員の研修が非常に充実していて、私どもの会員も逆に県が充実しているので、協会でやるような研修にはあまり参加しないという現状があるほど、県の研修が充実しております。ありがとうございます。ただ今後、これも会員からの要望ですが、8か所あるプラザのレベル合わせだとか、意見交換が無いという声があります。中央、海部、尾張などプラザがありますが、レベルが違うという声がありますので、できれば検討会だとか意見交換会の実施について御検討いただけたらと思います。また、最近の研修は情報提供型の一方的なものが多いので、できればワークショップ型やケーススタディなども資質向上のなかに入れていただきたいという声がありましたので、よろしく願いいたします。

○事務局(酒井主幹)

予算の問題がありますが、まず1つ目はプラザ内の資質のレベルが同じようになるようにということと、それからもう1つは、講義型の研修が多いので、ワークショップや事例検討など、そういった研修の方が皆様のより資質向上になるという御意見は承っておきます。ありがとうございます。

○議長(多和田会長)

そのほかに御意見等はございますか。

○粕田委員

広域連携と申しますか、相談窓口の相互協力の件で、クリアファイルの裏側に書いてある日時を拝見したところ、せっかく広域連携されているのに曜日が同じという残念なことがありますので、そのあたりについては県の方から、なるべく変えてくださいと言っていただければいいと思いました。

○事務局(酒井主幹)

承っておきます。

○外山委員

県がセンター・オブ・センターズの役割を持つということですが、そのセンター・オブ・センターズと、市町村にある消費生活センターの、いわゆる機能連携のあり方

がもう一つ見えてこないのです、そのあたりをどういう形で連携していくのかということを描いていただくと、理解できるのかなと思います。

それから、より広域性、専門性ということが打ち出されていてそれも必要だと思いますが、消費者被害はそういうものだけでなく、極めてローカル性の高い、ある市なり町で起きるという場合もあります。そうすると単に広域性というだけではなく、そのようなものも含めて、きっちり対応することができるとなると、小さい単位、それぞれの市町村で、どのように相談窓口を強化していくのか。もちろん財政問題などいろいろな問題が出てくるわけで、広域と言うと何かすごく広い範囲で連携するみたいですが、広いと言うよりも、2つだとか3つだとか4つくらいの、本当にまとまったエリアでの連携みたいなもので、先ほど弁護士の方も言われましたが、連携するのであれば、それぞれ一週間、日にちを変えてだとかいうことで、対応できるようにならないでしょうか。

また、窓口と相談は少し違うと思うので、相談体制ということでは週何日だとか限られるかもしれませんが、少なくともその市町村の職員の方のところでは窓口として受け止めて、それを例えばセンター・オブ・センターズの方へ投げかけるということも考えられると思うので、そのようなことも含めて、もう少し描いていただくとイメージできるのかなと思います。よろしくお願いします。

○事務局（寺澤県民生活部長）

外山先生から貴重な御意見をいただきましたが、まさに県として機能連携をどうすれば市町村を含めたトータルで、全体の消費生活相談体制を進化させていくことができるのかが、一番肝のところだと思っています。少し説明のなかで申し上げましたが、これから市町村の相談体制をいかにレベルアップさせていき、県のセンター・オブ・センターズとしての役割をどう機能的に発揮していくのかというところを、これからいろいろなイメージも考えながら、また審議会やいろいろな場面で御意見をいただきながら、組み立てていきたいと思っています。

また、御指摘がありました市町村の広域連携、広域的な窓口開設につきましても、それぞれの地域でいろいろな課題はあると思います。冒頭で御説明ができなかったことが残念ですが、トータルで県も市町村も相談を受ける体制、県が消費生活相談を受けない、拒否するわけではなく、県としても一般の消費生活相談を受けていくわけでございます。より身近なところでの窓口を開設していただき、県と市町村で役割をしっかりとっていく、最終的には県として一か所に集約、機能強化をしていきたいという

ことを今日のところは申し上げさせていただきました。いただいた御意見も含めて、もう少し具体的にしっかり詰めていきたいと考えております。

○近藤委員

先ほど資料5の4ページの表の一番右のところ、本県と全国のセンター設置率の御説明がありました。本県では15万人以上とか、10万人以上の市、あるいはそれ以下のところがセンター設置率が低いようにみられます。全国ではかなり高い数字になっているのに本県でできないのはどういうことなのか、何をクリアするとセンター設置率は上がるのでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

まず一点は、やはり市町村において消費者行政、消費者相談の重要性を御理解いただくことだと思います。これから高齢者の方が増えて参りまして、消費生活相談は全体の件数が減少傾向にあるなかで、高齢者が被害を受ける割合は、件数、割合とも増えています。そういった高齢者の方が被害を受けない、あるいは消費者被害を受けた時に、被害を回復するという相談体制が、今後ますます重要なものになってくるかと思えます。そういった重要性について、市町村の消費者行政を担当とされる方に、まず、御理解をいただくということが重要であるということが一点あります。

それから、これはちょっと痛し痒しなのですが、県で組織の再編があった際に、消費生活センターが4か所から8か所になり、県民の方からみると、非常に相談が受けやすくなったと思います。一方市町村においては、市町村でも相談を受けるけれども身近なプラザがありますので、そちらに行ってくださいというようなこともあるかと推認されるところでございます。そういったところで先ほど説明をさせていただきましたが、県のセンターを一か所にすることで消費者問題が身近に見えてくる、これにより市町村の身近な相談窓口の整備が促進されるのではないかと考えております。

お手持ちの資料5の3ページに、他府県の主な消費生活相談の窓口の状況として東京、大阪、神奈川、埼玉、千葉、兵庫の状況を記載してございます。東京都から千葉県まで消費生活総合センターが一か所になっており、決して本県におきまして、センター・オブ・センターズのための機能強化を図るために、拠点を一か所に集約することが、全国的に見てそれほど方向性が違うものではないと考えているところでございます。そういった点で市町村に消費者問題に関する理解を深めていただくため、県として積極的に市町村に足を運んで、御理解と御協力を求めていく、ここが非常に

大事なことだと考えているところでございます。

○議長（多和田会長）

この県民プラザ8か所というのは数が多くて、恐らく市町村はここに頼っていてセンターはあまり作らなかったというような印象を少し受けたのですが、そういうことなのでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

断定はできませんが、推測されると思います。

○議長（多和田会長）

そういう意味では、今後市町村にセンターを作っていくということを、連携でぜひ話し合っていていただきたいと思います。

先ほどの窓口の日程調整は、連携の中でできるだけ利用しやすい形で重複があまりないようにですとか、連携についても4市とか5市が連携するというのは、それはそれで1ブロックで良いのですが、オーバーラップしても良いのではないかと思います。入っているブロックが1つであると端のところで境界ができて、そこに住んでいる人たちは、むしろ隣のブロックに行った方が近いなど、いろいろなことがありますから、オーバーラップした連携もありうるのかなと少し思います。多様な形でいろいろと御審議していただければと思います。

他に意見はございませんか。

○東委員

意見と言いますか確認とお願いです。確かに資料3にもあるように、他府県はセンター1か所になっており、大きいところではそういう形なのかなという気はしております。その中で愛知県はこれまでプラザを8か所持っていたということは、ある意味重複感があり、機能を分けていく難しさは感じつつも、それなりに充実した体制だということも一方では感じていました。

先ほどのお話ですと、これから市町村にセンターを作っていただくようにということで、中央のセンターの機能、センター・オブ・センターズとしての機能とそれから、市町村をそれぞれ最終的にはセンターを持てるようになるまでの形に持っていこうという大きな流れは十分に、そういう方向でと思うのですが、その途中の過程で、プラザが無くなり、センター・オブ・センターズへと一本化していく、そしてまだ他の市町村ではセンターはできておらず、プラザほど充実した仕組みも整わないという途中のプロセスが、やはりどこかである時期、出てくるのではないかと思います。ですか

ら、そのあたりの移行の仕方について、かなり丁寧に計画的に進めていただきたいと思いますので、一言お願いいたしたいと思います。

○事務局（柴田県民生活課長）

ありがとうございます。私どももすぐにとという話では考えておりません。やはり市町村側の立場がございまして、市町村の方々の意見をしっかり踏まえながら、進めていきたいと思っております。それから今資料を持ち合わせておりませんが、県と市の相談件数の比を見ますと、住民の方の相談の約6割を市町村の窓口で受けていただいておりますが、市の消費生活センターでは7割以上を受けております。県では残りの3割程度を受けておりますが、やはりセンターが無く相談件数の少ない市町村では当然ですが、逆転しております、その市町村の代わりに県のプラザが相談を受けているということが、しっかり見てとれる状況でございまして、やはりその市町村に対しまして窓口の充実強化を訴えていき、しっかり地元の方々の相談を受けていただきたいと思います、ということで市町村の方へ今後とも働きかけてまいりたいと思っております。

○東委員

この構想、県はセンター・オブ・センターズという形で中核の相談機関に持っていき、市町村もそれぞれでやっていくという体制への年次計画と申しますか、長期にかかると申すのですが、今の段階で見通しとして、だいたい何年くらいかけてだとか、そういった目標になるような、タイムスケジュールはお持ちなのでしょうか。

○事務局（寺澤県民生活部長）

御心配の向きは非常に理解をさせていただきます。われわれ県も市町村の体制が十分に整っていないにも関わらず、引き上げると申すことは現実問題できません。ただ一定の数年、今のところ、4、5、6年というオーダーで考えさせていただきたいと思っておりますが、そのあたりの一定の目途を市町村側にもお示しをしながら、体制整備を働きかけて、状況を見ながら進めていきたいと考えております。一定の年限はあるところでお示しさせていただきたいと思っておりますが、その間、私ども県としては一生懸命、市町村に対する整備を精一杯働きかけながらということにはなりますが、そのような考え方でおります。

○議長（多和田会長）

御意見、御発言はまだまだされていない方がもしかしたらおられるかもしれませんが、本日の終了時間は3時ということで予定しておりましたので、ここでいったんこの議題を終わらせていただきます。事務局におかれましては、相談体制の見直しにあ

たりましては今後ともここで出ました本審議会の意見、それから市町村の意見を十分踏まえて今後とも進めていかれるようによろしくお願いいたします。

それでは本日の議題はこれで終了いたしましたので、委員の皆様方には長時間にわたり御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

4 閉 会

○事務局（柴田県民生活課長）

ありがとうございました。最後に寺澤県民生活部長から、閉会の御挨拶を申し上げます。

○県民生活部長

本当に長時間にわたり、御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これから消費者行政推進にあたりましては、本日承った御意見を含めまして、しっかり取り組んでいきたいと考えております。引き続き、御支援、御協力をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

加えまして申し訳ございません。消費生活とは少し離れますが、私はトリエンナーレの担当部長もしております。本日、この資料を入れさせていただきました。8月10日からございまして、開幕直前となっておりますけれども、最新の資料、122組だったと思いますが、アーティストの一部でございますけれども、見返りに掲げさせていただいております。概要がお分かりいただけたと思いますので、ぜひ間近でございます、足をお運びいただいて、かつ、お隣近所にお声をお掛けしていただければ、幸いかと思います。よろしくお願ひします。

また、交通事故情勢、御承知の通り、非常に厳しいものがございます。くれぐれも皆様方も含めて、団体あるいは学校の学生さんも含めて、交通事故に遭われないように、日々の啓発活動、また御協力をいただければと思います。

余分な話をさせていただきましたけれども、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。どうも本日は、ありがとうございました。

○事務局（柴田県民生活課長）

これを持ちまして、愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

平成25年度第1回愛知県消費生活審議会次第

日 時 平成25年7月29日（月）

午後1時30分から

場 所 愛知県議会議事堂ラウンジ

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 消費者苦情処理委員会委員の指名について

(2) 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況について

(3) 本県における消費生活相談体制のあり方について

4 閉 会

平成25年度第1回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- 【資料1】 愛知県消費生活審議会委員名簿
- 【資料2】 愛知県消費者行政推進計画の概要（H24.12改定版）
- 【資料3】 愛知県消費者行政推進計画～平成24年度進捗状況（概要）～
- 【資料4】 「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧
- 【資料5】 本県における消費生活相談体制の今後の方向性について（案）

【参考資料】

- 1 消費生活相談における県と市町村の役割分担に関する考え方
- 2 「2013 あいち消費者教育推進シンポジウム」
- 3 「あいち消費者市民講座」開催希望者の募集
- 4 消費生活情報～あいち暮らしWEB～の紹介
- 5 かしこい消費者になろう！！（平成25年2月発行）
- 6 あいち暮らしっく（平成25年年7月発行 No.100号）
- 7 困ったときは消費者トラブル110番（クリアフォルダ、マグネット）